

| 種別 | 設備項目 | 内容 | 申請・認定等級 | | |
|--------|------------------------------|---|---------------|---------------|---------------|
| | | | AAA | AA | A |
| a.共用部分 | 1 共用玄関 | 1 共用玄関が存在すること | 必須 | 必須 | — |
| | | 2 共用玄関の外側にいる人物が、画角B以上で確認できる位置に防犯カメラを設置すること | 必須 | 必須 | — |
| | | 3 共用玄関、風除室およびこれに類似する施設が存在する場合、扉を含む開口部は不審者の潜伏を容易に発見できるようガラス等透過性のある材料を使用すること | 必須 | 必須 | — |
| | 2 オートロックシステムを備えた扉および防犯カメラの設置 | 1 共用玄関にオートロックシステムを備えた玄関扉を設置すること | 必須 | 必須 | — |
| | | 2 オートロックシステムは、不正侵入用具等が通る隙間がない、または内部センサーの配置や構造において不正開扉を困難にするための対策を講じること | 必須 | 必須 | — |
| | | 3 オートロック機能の緊急解錠ボタンが近傍にある場合、該当ボタンを操作した時、または操作のためにスイッチボックスの扉を開閉した時、これに連動してベルやアラーム等が吹鳴する機能を有すること | 必須 | 必須 | — |
| | | 4 オートロックシステムを備えた玄関扉を通過する人物が、画角B以上で確認できる位置に防犯カメラを設置すること | 必須 | 必須 | — |
| | 3 共用玄関以外の共用出入口 | 1 共用玄関以外の共用出入口を通過する人物が、画角B以上で確認できる位置に防犯カメラを設置すること | 該当設備があれば準ずること | 該当設備があれば準ずること | — |
| | | 2 扉の構造は、防犯上有効な構造の自動施錠機能付きの錠を備えていること | 該当設備があれば準ずること | 該当設備があれば準ずること | — |
| | 4 共用玄関の照明設備 | 1 玄関内の該当範囲の床の平均水平面照度が50ルクス以上で人の顔・行動を明確に識別し、光害や極端な明暗差の発生を抑制すること | 必須 | — | — |
| | | 2 玄関内の該当範囲の床の平均水平面照度が20ルクス以上で人の顔・行動を識別し、光害や極端な明暗差の発生を抑制すること | — | 必須 | — |
| | | 3 玄関外部の該当範囲の床の平均水平面照度が20ルクス以上で人の顔・行動を識別し、光害や極端な明暗差の発生を抑制すること | 必須 | 必須 | — |
| | 5 共用玄関以外の共用出入口の照明設備 | 1 該当範囲の床の平均水平面照度が20ルクス以上で人の顔・行動を識別し、光害や極端な明暗差の発生を抑制すること | 該当設備があれば準ずること | 該当設備があれば準ずること | — |
| | 6 管理人室 | 1 管理人室があり、有人の監視体制が存在すること | 必須 | — | — |
| | 7 共用メールコーナー | 1 共用メールコーナーが存在すること | 必須 | 必須 | 何れか1項目選択すること |
| | | 2 防犯建物部品(CP部品等)であるなど、メール投入口から玄関扉や窓などの開錠および破壊が困難な構造であること | — | — | |
| | | 3 メール投入口が画角A以上で確認できる位置に防犯カメラを設置すること | 何れか1項目選択すること | 推奨 (a) | — |
| | | 4 管理人室からの見通しを確保すること | | — | — |
| | | 5 該当範囲の床の平均水平面照度が20ルクス以上で人の顔・行動を識別し、光害や極端な明暗差の発生を抑制すること | 必須 | 必須 | 必須 |
| | | 6 共用メールコーナーの郵便受箱は施錠可能であること | 必須 | 必須 | 該当設備があれば準ずること |
| | | 7 共用メールコーナーの郵便受箱は壁貫通型であること | 推奨 (a) | 推奨 (a) | — |

| 種別 | 設備項目 | 内容 | 申請・認定等級 | | |
|---|--|---|----------------------|----------------------|----------------------|
| | | | AAA | AA | A |
| a.共用部分 | 8 エレベーター | 1 かが内の人物が、画角Cで確認できる位置に防犯カメラを設置すること | 該当設備があれば準ずること | 該当設備があれば何れか1項目選択すること | 該当設備があれば何れか1項目選択すること |
| | | 2 かが内にインターホンを設置すること | 該当設備があれば準ずること | | |
| | | 3 かが内の、床面から1500mm以下(1200mmが目安)の場所に非常押しボタンを設置し、外部へ異常を知らせる機能を有すること | 該当設備があれば準ずること | 該当設備があれば準ずること | 該当設備があれば準ずること |
| | | 4 エレベーターホールからかが内を見通すことのできる窓を設置すること | | | |
| | | 5 共用玄関のある階等のエレベーターホールに、かが内の状況を映すモニタを適切な高さや角度で設置すること | 該当設備があれば何れか1項目選択すること | 該当設備があれば何れか1項目選択すること | 該当設備があれば何れか1項目選択すること |
| | | 6 該当範囲の床の平均水平面照度が50ルクス以上で人の顔・行動を明確に識別し、光害や極端な明暗差の発生を抑制すること | 該当設備があれば準ずること | 該当設備があれば準ずること | 該当設備があれば準ずること |
| | 9 エレベーターホール ※エレベーターホールがない場合、エレベーターの扉周辺の通路をホールと見なす | 1 接地階のエレベーターホールは、管理人室からの見通しを確保すること | 該当設備があれば何れか1項目選択すること | 該当設備があれば何れか1項目選択すること | 該当設備があれば何れか1項目選択すること |
| | | 2 接地階のエレベーターホールにいる人物が、画角B以上で確認できる位置に防犯カメラを設置すること | | | |
| | | 3 接地階のエレベーターホールは、該当範囲の床の平均水平面照度が50ルクス以上あり、人の顔・行動を明確に識別し、光害や極端な明暗差の発生を抑制すること | 該当設備があれば準ずること | 該当設備があれば準ずること | 該当設備があれば準ずること |
| | | 4 接地階ではない階のエレベーターホールは、該当範囲の床の平均水平面照度が20ルクス以上あり、人の顔・行動を識別し、光害や極端な明暗差の発生を抑制すること | 該当設備があれば準ずること | 該当設備があれば準ずること | 該当設備があれば準ずること |
| | 10 屋内共用階段 | 1 屋内共用階段は設置しないこと | | | |
| | | 2 階段室には扉を設置しないこと | | | |
| | | 3 階段室に扉がある場合、面材部分にガラス等透過性のある材料を使用すること | 何れか1項目選択すること | 何れか1項目選択すること | 何れか1項目選択すること |
| 4 階段室に扉がある場合、常時開放式防火戸(火災感知連動閉鎖機構付)とすること | | | | | |

| 種別 | 設備項目 | 内容 | 申請・認定等級 | | |
|--------|--|--|----------------------|-------------------------|-------------------------|
| | | | AAA | AA | A |
| a.共用部分 | 11 共用廊下・共用階段およびこれに準ずる施設の構造 (屋内外共通) ※等級Aについて、共用廊下がなく直接専有部玄関前まで外部からアクセスできる構造の場合、専有部玄関前のスペースを共用廊下と見なす | 1 接地階の共用廊下・共用階段について、乗り越えを含め外部から出入り可能な部分を画角A以上で確認できる位置に防犯カメラを設置すること | — | — | — |
| | | 2 接地階の共用廊下および共用階段が完全に屋内にあり、オートロック付の共用玄関を通過する以外に外部からの出入りができない構造であること | — | 何れか1項目選択すること | — |
| | | 3 接地階の共用廊下・共用階段には扉や面格子等があり、乗り越えを含め外部から容易に侵入できない構造であること | 何れか1項目選択すること | — | — |
| | | 4 接地階の共用廊下・共用階段について、乗り越えを含め外部から出入り可能な部分を画角A25以上で確認できる位置に防犯カメラを設置すること | — | — | 何れか1項目選択すること |
| | | 5 共用廊下・共用階段には柵や塀があり、外部からの動線を制限する構造であること | — | — | — |
| | | 6 共用廊下・共用階段に接続される外部からの出入口を通過する人物が画角A以上で確認できる位置に防犯カメラを設置すること | — | — | 必須 |
| | | 7 バルコニーおよびこれに準ずる部分へ侵入しにくい構造であること | 何れか1項目選択すること | 何れか1項目選択すること | 何れか1項目選択すること |
| | | 8 バルコニーおよびこれに準ずる部分が近接している場合、必要箇所に面格子を設置するなど侵入防止対策を講じること | 何れか1項目選択すること | 何れか1項目選択すること | 何れか1項目選択することを推奨 |
| | | 9 該当範囲の床の平均水平面照度が20ルクス以上で人の顔・行動を識別し、光害や極端な明暗差の発生を抑制すること | 必須 | 必須 | 必須 |
| | 12 屋上 | 1 屋上および屋根上への出入りができない構造であること | 何れか1項目選択すること | 何れか1項目選択すること | 何れか1項目選択すること |
| | | 2 出入口には施錠可能な扉を設置し、常時施錠すること | — | — | — |
| | | 3 扉の周辺には、屋上へ侵入できる空間がないこと | 必須 | 必須 | 必須 |
| | | 4 バルコニーおよびこれに準ずる部分等へ侵入しにくい構造であること | 何れか1項目選択すること | 何れか1項目選択すること | 何れか1項目選択すること |
| | | 5 バルコニーおよびこれに準ずる部分等が近接している場合、必要箇所に面格子を設置するなど侵入防止対策を講じること | 何れか1項目選択すること | 何れか1項目選択すること | 何れか1項目選択すること |
| | 13 自転車置場・オートバイ置場の配置 | 1 該当範囲全体が共用玄関または居室の窓等からの見通しが確保されていること | — | — | — |
| | | 2 屋内の自転車置場・オートバイ置場は、周囲から内部を見通し、不審者の潜伏を容易に発見できるよう開口部を確保すること | 該当設備があれば何れか1項目選択すること | 該当設備があれば何れか1項目選択することを推奨 | 該当設備があれば何れか1項目選択することを推奨 |
| | | 3 車路等を画角A25以上で見渡せる位置に防犯カメラを設置すること | — | — | — |
| | | 4 外部から容易に侵入しにくい構造であり、出入口に施錠装置を有する門扉を設置すること | — | — | — |
| | | 5 チェーン用バーラック、またはサイクルラックを設置すること | 該当設備があれば準ずること | 該当設備があれば準ずることを推奨 | 該当設備があれば準ずることを推奨 |
| | | 6 該当範囲の床の平均水平面照度が3ルクス以上で人の行動を視認し、光害や極端な明暗差の発生を抑制すること | 該当設備があれば準ずること | — | — |
| | | 7 点灯時に、該当範囲の床の平均水平面照度が3ルクス以上で人の行動を視認できるようセンサーライトを設置すること | — | — | — |

| 種別 | 設備項目 | 内容 | 申請・認定等級 | | |
|-------------------------------------|--|--|----------------------|-------------------------|-------------------------|
| | | | AAA | AA | A |
| a.共用部分 | 14 駐車場 | 1 出入口には、許可された車両以外の侵入を制限するための設備を設置すること | 該当設備があれば準ずること | 該当設備があれば何れか1項目選択することを推奨 | 該当設備があれば何れか1項目選択することを推奨 |
| | | 2 車路を画角A25以上で見渡せる位置に防犯カメラを設置すること | 該当設備があれば準ずること | | |
| | | 3 出入口を通過する車が画角B以上で確認できる位置に防犯カメラを設置すること | 該当設備があれば準ずること | — | — |
| | | 4 出入口を通過する車が画角A以上で確認できる位置に防犯カメラを設置すること | — | 該当設備があれば準ずることを推奨 | 該当設備があれば準ずることを推奨 |
| | | 5 該当範囲の床の平均水平面照度が3ルクス以上で人の行動を視認し、光害や極端な明暗差の発生を抑制すること | 該当設備があれば準ずること | 該当設備があれば準ずることを推奨 | 該当設備があれば準ずることを推奨 |
| | 15 通路(道路に準ずるものを除く) | 1 通路は、道路等、共用玄関または居室の窓等からの見通しを確保すること | 該当設備があれば何れか1項目選択すること | — | — |
| | | 2 通路を通る人物を、画角A25以上で確認できる位置に防犯カメラを設置すること | | — | — |
| | | 3 該当範囲の床の平均水平面照度が3ルクス以上で人の行動を視認し、光害や極端な明暗差の発生を抑制すること | 該当設備があれば準ずること | 該当設備があれば準ずること | 該当設備があれば準ずること |
| | 16 ゴミ置場 | 1 ゴミ置き場にいる人物が、画角A25以上で確認できる位置に防犯カメラを設置すること | 該当設備があれば準ずること | — | — |
| | | 2 住棟への延焼のおそれのない構造または位置へ設置すること | 該当設備があれば準ずること | — | — |
| | | 3 他の部分と塀および施錠可能な扉等で区画されていること | 該当設備があれば準ずること | — | — |
| | | 4 照明設備を設置すること | 該当設備があれば準ずること | — | — |
| | 17 集会室等 | 1 集会室等の共用施設は、周囲からの見通しを確保すること | 該当設備があれば何れか1項目選択すること | — | — |
| | | 2 集会室等の共用施設を出入する人物が、画角A25以上で確認できる位置に防犯カメラを設置すること | | — | — |
| | 18 児童遊園・広場または緑地等 | 1 道路等、共用玄関または居室の窓等からの見通しを確保すること | 該当設備があれば何れか1項目選択すること | — | — |
| | | 2 対象領域全体を画角A以上で確認できるよう、広さに応じて複数の防犯カメラを設置すること | | — | — |
| | | 3 該当範囲の床の平均水平面照度が3ルクス以上で人の行動を視認し、光害や極端な明暗差の発生を抑制すること | 該当設備があれば準ずること | — | — |
| | 19 塀、柵または垣等 | 1 共有部および住戸への侵入の足場とならない高さおよび構造であること | 該当設備があれば準ずること | 該当設備があれば準ずること | 該当設備があれば準ずることを推奨 |
| | | 2 領域性を明示し、位置、構造、高さ等が周囲からの死角の原因とならず、容易に侵入できない構造であること | 推奨(a) | 推奨(a) | — |
| | 20 防犯カメラ | 1 継続的に有効な監視体制が検討されていること | 必須 | 必須 | 必須 |
| | | 2 防犯カメラの画像にグレアが生じることが無いよう適切に設置すること | 必須 | 必須 | 必須 |
| 21 居室内の異常通知 (b.専有部分の2警報装置と連動のこと) | 1 居室内の警報装置と連動し、居室内の異常を知らせる防犯ベル(85デシベル以上)を屋外に設置すること | 何れか1項目選択することを推奨(a) | 何れか1項目選択すること | 何れか1項目選択すること | |
| | 2 居室内の警報装置と連動し、居室内の異常を知らせる警報ライトを屋外に設置すること | | | | |

| 種別 | 設備項目 | 内容 | 申請・認定等級 | | | | | |
|--------|--|--|----------------------|----------------------|----------------------|---------------|----|----|
| | | | AAA | AA | A | | | |
| b.専有部分 | 1 住戸の玄関扉等 | 1 防犯建物部品(CP部品等)の扉、枠および錠が設置されていること | 何れか1項目選択すること | 何れか1項目選択すること | 何れか1項目選択すること | | | |
| | | 2 以下①～⑤の全てを満たすこと ①ドアとドア枠の隙間からカンヌキが見えない構造であること ②ピッキング解錠が困難な構造であること ③補助錠が設置されていること ④ドアチェーンが設置されていること ⑤サムターン回し防止機能を備えたドアノブが設置されていること | | | | | | |
| | | 3 以下①～⑤の全てを満たすこと ①ICカード式の鍵であること ②ドアとドア枠の隙間からカンヌキが見えない構造であること ③ピッキング解錠が困難な構造であること ④ドアチェーンが設置されていること ⑤サムターン回し防止機能を備えたドアノブが設置されていること | | | | | | |
| | | 4 防犯建物部品(CP部品等)設置の外部表示がなされていること | | | | 該当設備があれば準ずること | — | — |
| | | 5 自動施錠タイプの錠前が設置されていること | | | | 必須 | — | — |
| | | 6 玄関外側について、共用廊下・共用階段等からの見通しが確保されていること | | | | 必須 | 必須 | 必須 |
| | 2 警報装置 | 1 玄関内側に、共有部分など屋外設置の防犯ベルまたはライトに連動した警報装置(押し釘等)が設置されていること | 該当設備があれば準ずること | 必須 | 必須 | | | |
| | | 2 居室内生活スペース(リビング、寝室、風呂場など)に、共有部分など屋外設置の防犯ベルまたはライトに連動した警報装置(押し釘等)が設置されていること | 該当設備があれば準ずること | 必須 | 必須 | | | |
| | 3 インターホン等 | 1 居室内に、住戸玄関の外側と通話できるテレビモニター機能付きドアホンまたはインターホンが設置されていること | 必須 | — | — | | | |
| | | 2 テレビモニター機能付きドアホンまたはインターホンなどにより、居室内から玄関扉を開けずに玄関前の様子がわかること | 何れか1項目選択すること | 何れか1項目選択すること | 何れか1項目選択すること | | | |
| | | 3 玄関扉には、外部から外されにくいドアスコープが設置されていること | | | | | | |
| | | 4 ドアホンまたはインターホンなどにより、居室内と共用玄関の外側との間で通話が可能であること | 必須 | — | — | | | |
| | | 5 共用玄関扉の電気錠の解錠機能があること | 必須 | — | — | | | |
| | | 6 ドアホンまたはインターホンは録画機能付きであること | 推奨(a) | 推奨(a) | 推奨 | | | |
| | 4 ルーバー窓 (接地階および全ての階の共用廊下に接する窓が対象) | 1 防犯建物部品(CP部品等)あるいは外部からの取外しが困難な面格子が設置されていること | 該当設備があれば何れか1項目選択すること | 該当設備があれば何れか1項目選択すること | 該当設備があれば何れか1項目選択すること | | | |
| | | 2 シャッターが設置されていること | | | | | | |

| 種別 | 設備項目 | 内容 | 申請・認定等級 | | | |
|--------|--|--|---------------|-----------------------|-----------------------|---|
| | | | AAA | AA | A | |
| b.専有部分 | 5 バルコニー窓 (接地階および接地階の最寄上階の窓が対象) | 1 シャッターが設置されていること | 必須 | | | |
| | | 2 防犯ガラス(CP部品)が設置されていること あるいは以下①～③の全てを満たすこと ①厚さ5ミリ以上のフロートガラスが設置されていること ②総厚350ミクロン以上のポリエステル製フィルムが、ガラス全面貼り付けられていること ③窓サッシにサブロック付きクレセントがあること | 必須 | 何れか 2項目 選択すること | 何れか 2項目 選択すること | |
| | | 3 マグネットセンサー、ガラスアラーム等の感知装置が設置されていること | 必須 | | | |
| | | 4 補助錠が設置されていること | 必須 | 必須 | 必須 | |
| | 6 その他の窓 (接地階および全ての階の共用廊下に接する窓が対象) | 1 防犯建物部品(CP部品等)あるいは外部からの取外しが困難な面格子が設置されていること | 何れか1項目選択すること | | | |
| | | 2 シャッターが設置されていること | | | | |
| | | 3 防犯ガラス(CP部品)が設置されていること あるいは以下①～③の全てを満たすこと ①厚さ5ミリ以上のフロートガラスが設置されていること ②総厚350ミクロン以上のポリエステル製フィルムが、ガラス全面貼り付けられていること ③窓サッシにサブロック付きクレセントがあること | 必須 | 何れか1項目選択すること | 何れか1項目選択すること | |
| | | 4 マグネットセンサー、ガラスアラーム等の感知装置が設置されていること | 必須 | | | |
| | | 5 補助錠が設置されていること | 必須 | 必須 | 必須 | |
| | | 6 防犯建物部品(CP部品等)設置の外部表示がなされていること | 該当設備があれば準ずること | — | — | |
| | 7 構造等 | 1 隣接する建物等を利用した侵入が困難な位置に配置されていること | 何れか1項目選択すること | 何れか1項目選択すること | 何れか1項目選択することを推奨 | |
| | | 2 隣接する建物等を利用した侵入防止のため、面格子あるいは柵が設置されていること | | | | |
| | | 3 縦どいを利用した侵入が困難な構造であること | 何れか1項目選択すること | 何れか1項目選択すること | 何れか1項目選択することを推奨 | |
| | | 4 縦どいは成人が登ると壊れる構造であること | | | | |
| | | 5 接地階のバルコニーは、足がかりを無くすなど侵入防止に有効な構造であること | 必須 | 必須 | 推奨 | |
| | | 6 専用庭を配置する場合、侵入防止に有効な柵または垣が設置されていること | 必須 | 必須 | 推奨 | |
| | c.共通 | | | 推奨(a)から2項目以上選択すること | 推奨(a)から1項目以上選択すること | — |